

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-36354
(P2008-36354A)

(43) 公開日 平成20年2月21日(2008.2.21)

(51) Int.Cl.			F I			テーマコード (参考)
A61B	5/00	(2006.01)	A61B	5/00	102C	3D037
G08B	21/02	(2006.01)	G08B	21/02		4C017
B60R	25/04	(2006.01)	B60R	25/04	608	4C117
B60K	28/06	(2006.01)	B60R	25/04	602	5C086
A61B	5/022	(2006.01)	B60K	28/06	Z	

審査請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 9 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2006-218488 (P2006-218488)
(22) 出願日 平成18年8月10日 (2006.8.10)

(71) 出願人 000003551
株式会社東海理化電機製作所
愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目260番地
(74) 代理人 100071135
弁理士 佐藤 強
(72) 発明者 芳野 正樹
愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目260番地
株式会社東海理化電機製作所内
Fターム(参考) 3D037 FA09 FA11 FB05 FB14
4C017 AA08 AA10 AB02 AC03 AC26
BB13 BC11 BC24 BD04 CC02
CC06 CC08 EE15

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 車両の生体情報通信システム

(57) 【要約】

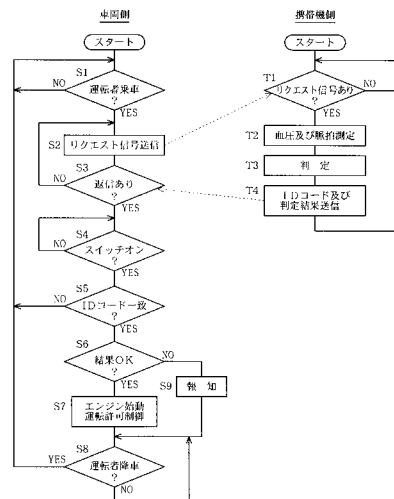
【課題】車両の運転者が運転中に急病になる状態を極力防止する。

【解決手段】車両に設けられた車両側処理装置と、運転者に装着される携帯機とを備え、

車両側処理装置は、運転者が乗車するとリクエスト信号を送信し(ステップS1、S2)携帯機は、リクエスト信号を受信すると運転者の血圧及び脈拍を測定し、これらが正常

か或いは異常かを判定して、その判定結果とIDコードとを送信し(ステップT1乃至T4)、前記車両側処理装置は、前記携帯機からの判定結果とIDコードとを受信すると、そのIDコードが自己のIDコードと一致し、かつ、前記判定結果が正常なときには、エンジンを始動させ(ステップS3乃至S7)、前記判定結果が異常のときには、エンジンを始動させずに、報知器に「急病発生の可能性があるため運転はできません」の報知を行なわせる(ステップS9)。

【選択図】図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

車両に設けられた車両側処理装置と、運転者に装着される携帯機とを備え、

前記携帯機は、制御手段と、運転者の血圧、脈拍などの生体情報を検出する生体センサと、前記制御手段の指令に基づき前記生体センサの検出結果及びIDコードを送信する送受信手段とを有し、

前記車両側処理装置は、総合制御手段と、この総合制御手段から許可信号が与えられると前記車両の駆動源を始動させる駆動源制御手段と、前記総合制御手段からの指令に基づきリクエスト信号を送信する送受信手段とを有し、

前記携帯機の制御手段は、前記車両側処理装置からのリクエスト信号を受信することに基づきIDコード及び生体センサの検出結果を送信し、前記車両側処理装置の総合制御手段は、前記携帯機からのIDコードが自己のIDコードと一致し、かつ、前記生体センサの検出結果が正常なときには、前記駆動源制御手段に許可信号を与えることを特徴とする車両の生体情報通信システム。

【請求項 2】

車両側処理装置或いは携帯機は、生体センサの検出結果が異常のときに駆動源始動不可の旨の報知を行なう報知手段を有することを特徴とする請求項 1 記載の生体情報通信システム。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、運転者の生体情報を確認するための車両の生体情報通信システムに関する。

【背景技術】**【0002】**

例えば、車両たる自動車においては、運転者の生体情報として血圧、脈拍などを検出する生体センサを有する車載アダプタを設けるとともに、その生体センサが検出する血圧、脈拍が異常なとき（運転者に急病が発生したとき）にその旨を特定場所に無線通信する携帯電話機を設けるようにした緊急通報装置が考えられている（例えば特許文献 1 参照）。

【特許文献 1】特開 2001-222783 号公報

【発明の開示】**【発明が解決しようとする課題】****【0003】**

上記従来構成では、運転者が自動車の運転中に急病になると、その旨が携帯電話機により特定場所に通報されることにはなるが、運転者が自動車の運転中に急病になる状態を招くこと自体問題である。

【0004】

本発明は上記事情に鑑みてなされたものであり、その目的は、車両の運転者が運転中に急病になる状態を極力防止することができる車両の生体情報通信システムを提供することにある。

【課題を解決するための手段】**【0005】**

本発明の車両の生体情報通信システムは、車両に設けられた車両側処理装置と、運転者に装着される携帯機とを備え、

前記携帯機は、制御手段と、運転者の血圧、脈拍などの生体情報を検出する生体センサと、前記制御手段の指令に基づき前記生体センサの検出結果及びIDコードを送信する送受信手段とを有し、

前記車両側処理装置は、総合制御手段と、この総合制御手段から許可信号が与えられると前記車両の駆動源を始動させる駆動源制御手段と、前記総合制御手段からの指令に基づきリクエスト信号を送信する送受信手段とを有し、

10

20

30

40

50

前記携帯機の制御手段は、前記車両側処理装置からのリクエスト信号を受信することに基づきIDコード及び生体センサの検出結果を送信し、前記車両側処理装置の総合制御手段は、前記携帯機からのIDコードが自己のIDコードと一致し、かつ、前記生体センサの検出結果が正常なときには、前記駆動源制御手段に許可信号を与えることを特徴とする。

【0006】

このような構成によれば、車両側処理装置の総合制御手段は、携帯機からのIDコードが自己のIDコードと一致し、かつ、前記生体センサの検出結果が正常なときに、駆動源制御手段に許可信号を与えて駆動源を始動させる。従って、生体センサの検出結果が正常でないとき即ち異常なときには、駆動源制御手段には許可信号が与えられず駆動源は始動しないので、運転者の運転中に急病の発生の可能性がある場合には、車両の運転を不可能にすることができる。

10

【発明の効果】

【0007】

本発明によれば、運転者が運転中に急病の発生の可能性がある場合には、駆動源は始動されないので、車両の運転者が運転中に急病になる状態を極力防止することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0008】

以下、本発明の一実施例について図面を参照して説明する。

図4は、車両（例えば自動車）1の運転席側の側面図である。この図4において、車両1の運転席2の前方に位置するインストルメントパネル（インパネ）3には、スイッチ手段としての押釦スイッチ4が取付けられている。この押釦スイッチ4は、押圧操作されると動作（オン）するようになっている。なお、インパネ3内には、車両側処理装置5の総合制御手段たるマイクロコンピュータ6が配設されている。

20

【0009】

次に、図2を参照して車両側処理装置5について説明する。マイクロコンピュータ6は、処理プログラム及び必要な情報を記憶するROM7及びプログラム実行用のRAM8を備えている。更に、マイクロコンピュータ6の入、出力端子には、自己に割当てられたIDコードを記憶した不揮発性メモリ9が接続されている。操作部10は、必要な操作キーを有するもので、上記マイクロコンピュータ6の入力端子に接続されていて、そのマイクロコンピュータ6に必要な情報を入力する。なお、マイクロコンピュータ6の入力端子には、前述の押釦スイッチ4も接続されている。運転者検出器11は、例えば、運転席側のドアの開閉に応答するドアスイッチにより運転者の乗車、降車を検出するもので、マイクロコンピュータ6の入力端子に接続されている。

30

【0010】

送受信手段としての送受信装置12は、入、出力端子がマイクロコンピュータ6の出、入力端子に接続されており、無線通信たる電波通信のアンテナ13を介して送受信するようになっている。駆動源制御手段たるエンジン制御装置14は、入力端子がマイクロコンピュータ6の出力端子に接続されていて、後述するように、マイクロコンピュータ6から許可信号が与えられると、駆動源たるエンジン15を始動させるようになっている。報知手段たる報知器16は、マイクロコンピュータ6の出力端子に接続されていて、マイクロコンピュータ6からの指令に基づき報知動作を行なうようになっている。この場合、報知器15は、文字表示機能と音声発生機能とを有する。

40

【0011】

図4に示すように、運転席2に着座すべき運転者Pの腕Paには、腕時計式の携帯機17が装着されるようになっている。以下、この携帯機17について、図3を参照して説明する。制御手段たるマイクロコンピュータ18は、処理プログラム及び必要な情報を記憶するROM19及びプログラム実行用のRAM20を備えている。更に、マイクロコンピュータ18の入、出力端子には、自己に割当てられたIDコードを記憶した不揮発性メモリ21が接続されている。操作部22は、必要な操作キーを有するもので、上記マイクロ

50

コンピュータ 18 の入力端子に接続されていて、そのマイクロコンピュータ 18 に必要な情報を入力する。

【0012】

生体センサたる血圧センサ 23 は、エアポンプ、エアチャンバ、圧力センサ及び処理回路などから構成されて、運転者 P の腕 Pa に空気圧を作用させることによりその生体情報たる血圧を測定するようになっている（例えば特開 2004 - 298525 号公報参照）。この血圧センサ 23 は、入、出力端子がマイクロコンピュータ 18 の出、入力端子に接続されていて、マイクロコンピュータ 18 から測定開始指令が与えられると、血圧の測定を開始して、その測定情報をマイクロコンピュータ 18 に与えるようになっている。

【0013】

生体センサたる脈拍センサ 24 は、赤外線 LED、フォトランジスタ及び処理回路などから構成されて、運転者 P の腕 Pa の毛細動脈に赤外線を作用させることによりその生体情報たる脈拍を測定するようになっている（例えば特開 2004 - 057667 号公報参照）。この脈拍センサ 24 は、入、出力端子がマイクロコンピュータ 18 の出、入力端子に接続されていて、マイクロコンピュータ 18 から測定開始指令が与えられると、脈拍の測定を開始して、その測定情報をマイクロコンピュータ 18 に与えるようになっている。そして、送受信手段としての送受信装置 25 は、入、出力端子がマイクロコンピュータ 18 の出、入力端子に接続されており、無線通信たる電波通信用のアンテナ 26 を介して送受信するようになっている。なお、表示器 27 がマイクロコンピュータ 18 の出力端子に接続されている。

【0014】

次に、本実施例の作用につき、図 1 のフローチャートを参照して説明する。

車両側処理装置 5 のマイクロコンピュータ 6 は、例えば操作部 10 のスタートキーが操作されると、制御動作を開始（スタート）する。マイクロコンピュータ 6 は、先ず、判断ステップ S1 となり、運転者 P が車両 1 の運転席 2 側のドアを開閉することにより乗車したか否かを判断し、「NO」のときには、この判断ステップ S1 を繰返す。一方、携帯機 17 のマイクロコンピュータ 18 は、例えば操作部 22 のスタートキーが操作されると、制御動作を開始（スタート）する。マイクロコンピュータ 18 は、先ず、判断ステップ T1 となり、車両側処理装置 5 からリクエスト信号が送信されてきたか否かを判断し、「NO」のときには、この判断ステップ T1 を繰返す。

【0015】

運転者 P が運転席 2 側のドアを開放して車両 1 内に乗込んでそのドアを閉鎖すると、マイクロコンピュータ 6 は、判断ステップ S1 で「YES」と判断して次の処理ステップ S2 になり、送受信装置 12 に指令を与えてアンテナ 13 からリクエスト信号を電波信号として送信させ、次の判断ステップ S3 に移行する。マイクロコンピュータ 6 は、この判断ステップ S3 では、携帯機 17 から返信信号があったか否かを判断し、「NO」（なし）のときには処理ステップ S2、S3 を繰返す。

【0016】

携帯機 17 の送受信装置 25 は、アンテナ 26 を介してアンテナ 13 からのリクエスト信号を受信すると、これをマイクロコンピュータ 18 に与えるようになる。これにより、マイクロコンピュータ 18 は、判断ステップ T1 で「YES」と判断して処理ステップ T2 となり、血圧センサ 23 及び脈拍センサ 24 に測定開始信号を与えて運転者 P の血圧及び脈拍の測定を開始させる。血圧センサ 23 及び脈拍センサ 24 は、運転者 P の血圧及び脈拍を夫々検出すると、これを生体情報としてマイクロコンピュータ 18 に与える。

【0017】

マイクロコンピュータ 18 は、血圧センサ 23 及び脈拍センサ 24 から生体情報としての測定血圧情報及び脈拍情報が与えられると、これらの測定血圧情報及び脈拍情報を不揮発性メモリ 21 に記憶させ、次の処理ステップ T3 に移行する。マイクロコンピュータ 18 は、処理ステップ T3 では、その測定血圧情報及び脈拍情報が正常（OK）かまたは異常（NG）かを判定する。即ち、携帯機 17 の不揮発性メモリ 21 には、運転者 P 個人の

10

20

30

40

50

血圧及び脈拍のしきい値が夫々記憶されており、このしきい値は、血圧及び脈拍がこのしきい値未満のときには正常で運転者Pは車両1の運転に支障はないが、その血圧及び脈拍がしきい値以上のときには異常で運転者Pは運転中に急病になる可能性がある、と判定できるように設定されている。

【0018】

そこで、マイクロコンピュータ18は、処理ステップT3では、測定血圧及び脈拍がともにしきい値未満で正常(OK)と判定した場合には、この判定結果(OK)を不揮発性メモリ21に記憶させた後、処理ステップT4に移行し、不揮発性メモリ21からIDコードを読み出してこのIDコードと上記判定結果(OK)とを送受信装置25及びアンテナ26を介して車両側処理装置5に送信する。

10

【0019】

車両側処理装置5のマイクロコンピュータ6は、アンテナ13及び送受信装置12を介して携帯機17側からのIDコードと判定結果(OK)とを返信として受信すると、そのIDコードと判定結果(OK)とをRAM8に記憶させ、そして、判断ステップS3で「YES」と判断して次の判断ステップS4に移行する。マイクロコンピュータ6は、判断ステップS4では、押釦スイッチ4が運転者Pにより押圧操作されてオンしたか否かを判断し、「NO」の場合にはこの判断ステップS4を繰り返す。

【0020】

運転者Pが押釦スイッチ4を押圧操作してオンさせると、マイクロコンピュータ6は、押釦スイッチ4からオン信号が与えられることにより、判断ステップS4で「YES」と判断して判断ステップS5に移行する。マイクロコンピュータ6は、判断ステップS5では、RAM8から携帯機17側より送信されたIDコードを読み出すとともに不揮発性メモリ9から自己に割当てられたIDコードを読み出して両者が一致するか否かを判断し、「YES」(一致)の場合は判断ステップS6となる。マイクロコンピュータ6は、この判断ステップS6では、RAM8から携帯機17側より送信された判定結果(OK)を読み出してこれが正常であるか否かを判断し、上記判定結果(OK)が正常であることにより「YES」と判断して処理ステップS7に移行する。

20

【0021】

車両側処理装置5のマイクロコンピュータ6は、処理ステップS7では、エンジン制御装置14に許可信号を与えることによりエンジン15を始動させるとともに、ステアリングロックを解除するなどの運転許可制御を行ない、判断ステップS8に移行する。マイクロコンピュータ6は、この判断ステップS8では、運転者Pが降車したか否かを判断するもので、例えば判断ステップS1の後に車両1の運転席2側のドアが開放、閉鎖されたということは、運転者Pが運転を終了して降車したものとし、「YES」判断して判断ステップS1に戻る。なお、運転者Pによる車両1の運転中は、マイクロコンピュータ6は判断ステップS8を繰り返す。又、マイクロコンピュータ6は、IDコードが一致せずに判断ステップS5で「NO」と判断した場合も判断ステップS1に戻る。

30

【0022】

一方、携帯機17のマイクロコンピュータ18は、処理ステップT3において、血圧センサ23及び脈拍センサ24が測定した運転者Pの血圧及び脈拍のうち的一方でもそのしきい値以上のときには、異常(NG)と判定して、その判定結果(NG)を不揮発性メモリ21に記憶させた後、処理ステップT4に移行して、不揮発性メモリ21から読み出したIDコードと上記の判定結果(NG)とを送受信装置25及びアンテナ26を介して車両側処理装置5に送信する。

40

【0023】

車両側処理装置5のマイクロコンピュータ6は、アンテナ13及び送受信装置12を介して携帯機17側からのIDコードと判定結果(NG)とを返信として受信すると、判断ステップS3で「YES」と判断し、更に判断ステップS4及びS5とともに「YES」と判断すると、判断ステップS6に移行する。マイクロコンピュータ6は、この判断ステップS6では、返信が判定結果(NG)であることから「NO」(異常)と判断して、処

50

理ステップS9に移行するようになる。即ち、マイクロコンピュータ6は、処理ステップS7には移行しないので、エンジン制御装置14には許可信号は与えられず、IDコードが一致(判断ステップS5で「YES」)していてもエンジン15は始動されない。

【0024】

しかして、マイクロコンピュータ6は、処理ステップS9では、報知器16に信号を与えて駆動源始動不可たるエンジン始動不可の旨として「急病発生の可能性があるため運転はできません」のメッセージを文字表示及び音声発生により報知させ、判断ステップS8に移行する。従って、マイクロコンピュータ6は、運転者Pが運転をあきらめて降車する(運転席2側のドアを開閉する)と、判断ステップS8で「YES」と判断して判断ステップS1に戻るようになる。

10

【0025】

なお、携帯機17の不揮発性メモリ21には、運転者Pが車両1に乗車するたびにその血圧及び脈拍情報が記憶されるので、操作部22の読み出しキーを操作することにより、不揮発性メモリ21に記憶された血圧及び脈拍情報を読み出して表示器27に表示させるようになっていて、運転者Pの血圧及び脈拍の履歴を知ることができ、また、操作部22の取消キーを操作することにより、不揮発性メモリ21に記憶された血圧及び脈拍情報を消去することができる。更に、携帯機17においては、操作部22の測定キーを操作することにより、血圧センサ23及び脈拍センサ24が動作して運転者Pの血圧及び脈拍を測定し、測定した血圧及び脈拍を表示器27に表示させるようになっている。

20

【0026】

このように本実施例は、携帯機17に運転者Pの血圧及び脈拍を測定する血圧センサ23及び脈拍センサ24を設けて、測定した血圧及び脈拍がともに夫々のしきい値未満の正常のときには、エンジン15を始動させ、測定した血圧及び脈拍のいずれか一方でも自己のしきい値以上の異常のときには、エンジン15は始動させず、代わりに、報知器16に「急病発生の可能性があるため運転はできません」の文字表示及び音声発生による報知を行なわせるようにした。従って、運転者Pが運転中に急病の発生の可能性がある場合には、車両1の運転を不可能にすることができ、運転者Pが運転中に急病になる状態を極力防止することができる。

30

【0027】

なお、本発明は上記しかつ図面に示す実施例に限定されるものではなく、次のような変形、拡張が可能である。

30

上記実施例では、車両1における運転席2側のドアの開閉に応答するドアスイッチにより運転者Pの乗車、降車を検出する運転者検出器11を設けるようにしたが、代わりに、運転席2に着座センサを装着して、この着座センサが運転者Pの運転席2に対する着座の有無に応答することにより運転者Pの乗車、降車を検出する運転者検出器を設けるようにしてもよく、或いは、車両1の運転席2側のドアのロックが解除されたことで運転者Pの乗車を検出し、エンジン15が停止されたことで運転者Pの降車を検出するようにしてもよい。

40

【0028】

上記運転者検出器11は、省略してもよい。この場合には、車両側処理装置5のマイクロコンピュータ6が、常時、リクエスト信号を送信する構成としてもよく、或いは、携帯機17のマイクロコンピュータ18が、定期的に血圧センサ23及び脈拍センサ24を動作させて、その測定結果を車両側処理装置5に送信する構成としてもよい。

40

上記実施例では、携帯機17のマイクロコンピュータ18に測定血圧及び脈拍の正常、異常の判定(処理ステップT3)を行なわせるようにしたが、代わりに、車両側処理装置5のマイクロコンピュータ6にこの測定血圧及び脈拍の正常、異常の判定を行なわせるようにしてもよい。

40

【0029】

上記実施例では、携帯機17に血圧センサ23及び脈拍センサ24を設けるようにしたが、更に生体センサとして体温センサを設けるようにしてもよく、或いは、血圧センサ2

50

3, 脈拍センサ 24 及び体温センサのいずれか 1 つを設けるようにしてもよく、その他の生体センサを設けるようにしてもよい。

上記実施例では、報知器 16 は、車両側処理装置 5 に設けるようにしたが、携帯機 17 に設けるようにしてもよく、更には、報知器 16 としては、文字表示及び音声発生 of どれかの機能を有するものでもよい。

【0030】

上記実施例では、車両側処理装置 5 のマイクロコンピュータ 6 は、押釦スイッチ 4 がオンされたときに ID コードが一致しているか否かを判断 (判断ステップ S5) するようにしたが、代わりに、押釦スイッチ 4 がオンされたときにリクエスト信号を送信 (処理ステップ S2) するようにしてもよく、できればこの押釦スイッチ 4 を省略してもよい。

上記実施例では、通信方式として電波通信方式を用いるようにしたが、代わりに、無線通信方式たる磁気通信方式を用いてもよく、或いは、人体を伝送線として利用する人体通信方式を用いるようにしてもよい。

上記実施例は、本発明を駆動源としてエンジン 15 を用いる車両 1 に適用した場合であるが、これに限らず、電動機を駆動源とする電気自動車に適用してもよい。

【図面の簡単な説明】

【0031】

【図 1】本発明の一実施例を示す作用説明用のフローチャート

【図 2】車両側処理装置の電氣的構成を示すブロック線図

【図 3】携帯機の電氣的構成を示すブロック線図

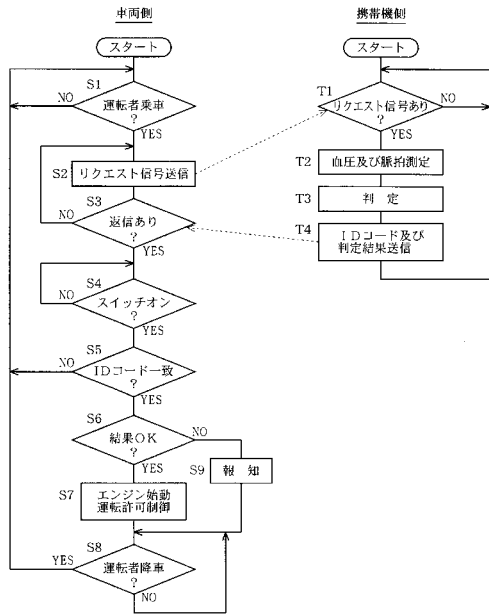
【図 4】車両の運転席側を示す側面図

【符号の説明】

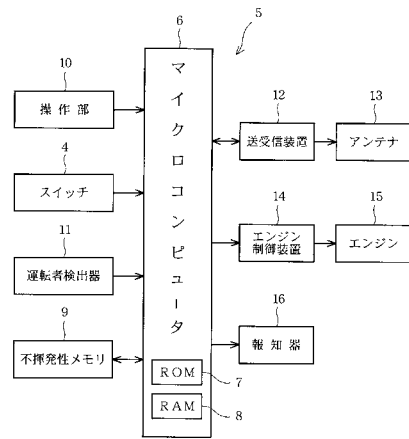
【0032】

図面中、1 は車両、4 は押釦スイッチ (スイッチ手段)、5 は車両側処理装置、6 はマイクロコンピュータ (総合制御手段)、11 は運転者検出器、12 は送受信装置 (送受信手段)、14 はエンジン制御装置 (駆動源制御手段)、15 はエンジン (駆動源)、16 は報知器 (報知手段)、17 は携帯機、18 はマイクロコンピュータ (制御手段)、23 は血圧センサ (生体センサ)、24 は脈拍センサ (生体センサ)、25 は送受信装置 (送受信手段) を示す。

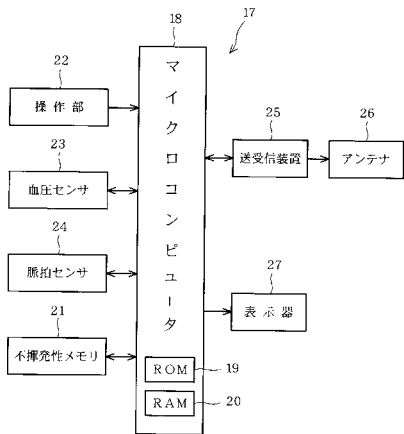
【図1】



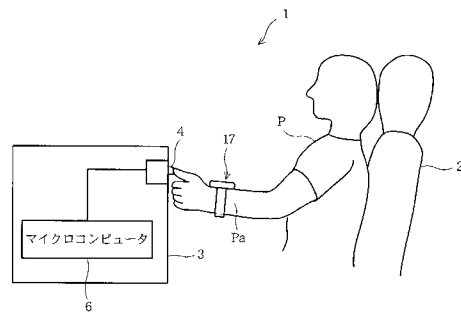
【図2】



【図3】



【図4】



专利名称(译)	车辆的车辆信息通信系统		
公开(公告)号	JP2008036354A	公开(公告)日	2008-02-21
申请号	JP2006218488	申请日	2006-08-10
[标]申请(专利权)人(译)	株式会社东海理化电机制作所		
申请(专利权)人(译)	株式会社东海理化电机制作所		
[标]发明人	芳野正樹		
发明人	芳野 正樹		
IPC分类号	A61B5/00 G08B21/02 B60R25/04 B60K28/06 A61B5/022 A61B5/0245 B60R25/10 B60R25/24 B60R25/25		
FI分类号	A61B5/00.102.C G08B21/02 B60R25/04.608 B60R25/04.602 B60K28/06.Z A61B5/02.332.B A61B5/02.337.L A61B5/02.310.F B60R25/10.619 A61B5/02.630.B A61B5/02.634.L A61B5/022.B A61B5/022.400.L B60R25/24		
F-TERM分类号	3D037/FA09 3D037/FA11 3D037/FB05 3D037/FB14 4C017/AA08 4C017/AA10 4C017/AB02 4C017/AC03 4C017/AC26 4C017/BB13 4C017/BC11 4C017/BC24 4C017/BD04 4C017/CC02 4C017/CC06 4C017/CC08 4C017/EE15 4C117/XA07 4C117/XB11 4C117/XB12 4C117/XC12 4C117/XC14 4C117/XC15 4C117/XC16 4C117/XC19 4C117/XE13 4C117/XE15 4C117/XE56 4C117/XE62 4C117/XF03 4C117/XG01 4C117/XG20 4C117/XH02 4C117/XH04 4C117/XJ05 4C117/XJ13 4C117/XJ24 4C117/XJ27 4C117/XJ33 4C117/XJ38 4C117/XJ43 4C117/XJ46 4C117/XJ48 4C117/XL08 4C117/XL13 4C117/XM05 4C117/XM16 4C117/XN04 4C117/XP01 4C117/XP03 4C117/XP10 4C117/XP11 4C117/XP12 4C117/XQ07 4C117/XQ18 4C117/XR12 5C086/AA22 5C086/BA22 5C086/CA12 5C086/CA17 5C086/DA14 5C086/DA20 5C086/DA27 5C086/EA11 5C086/EA40 5C086/EA41 5C086/EA45 5C086/FA18		
代理人(译)	佐藤 强		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

要解决的问题：尽可能防止车辆驾驶员在驾驶过程中突然生病。解决方案：该生物信息通信系统具有车辆中提供的车辆侧处理器和佩戴在驾驶员身上的便携式机器。当驾驶员进入其中时，车辆侧处理器发送请求信号（步骤S1和S2），便携式机器在接收到请求信号时，测量驾驶员的血压和脉搏，判断值是正常还是异常当从便携式机器接收到确定结果和ID代码并且如果ID代码符合自身的ID代码，则向车辆侧处理器发送确定结果和ID代码（步骤T1或T4）。确定结果正常，启动发动机（步骤S3或S7），但是，如果判定结果异常，则不启动发动机并允许报警通知，“你不能开车，因为你有可能发病急性疾病”。

